

不妊検査・一般不妊治療費助成事業のお知らせ

北広島町では、平成 29 年度より不妊検査・一般不妊治療を受けたご夫婦に、その治療費を一部助成します。

●助成を受けることができる人

- 1 夫婦ともに北広島町に住所を有する人
- 2 平成 29 年 4 月 1 日以降において夫婦が共に受けた検査・治療で、広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業において承認された人、または同様の検査・治療開始時の妻の年齢が 35 歳以上 39 歳以下の夫婦
- 3 町民税等の滞納のない人



●実施医療機関

町内・町外を問わず、不妊検査・一般不妊治療を実施している医療機関

●対象となる検査・治療

不妊検査及び一般不妊治療（体外受精および顕微授精を除く）

例）不妊検査、タイミング法、人工授精（第三者の精子卵子の提供や代理母妊娠は除く）、薬物療法、男性不妊治療等

●助成金額

- 1 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業の助成後の自己負担額の全額（夫婦 1 組につき 5 万円を上限）
- 2 不妊検査・一般不妊治療開始時の妻の年齢が 35 以上 39 歳以下の場合、対象となる検査・治療費の 2 分の 1 の額（夫婦 1 組につき 5 万円を上限）

●助成回数 夫婦 1 組につき 1 回限り

●助成要件

- 1 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業の決定日から起算して 1 か月以内に申請した人
- 2 妻の年齢が 35 歳から 39 歳以下の夫婦においては、次のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して 2 か月以内に申請した人
 - （1）検査・治療に係る夫婦の自己負担額が 10 万円を超えた時
 - （2）検査・治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）
 - （3）検査・治療の開始日から 2 年を経過した時（夫婦のいずれか遅い方）



【申請・お問い合わせ先】

北広島町役場保健課健康増進係

電話 050-5812-1853

mail kenkou@town.kitahiroshima.lg.jp